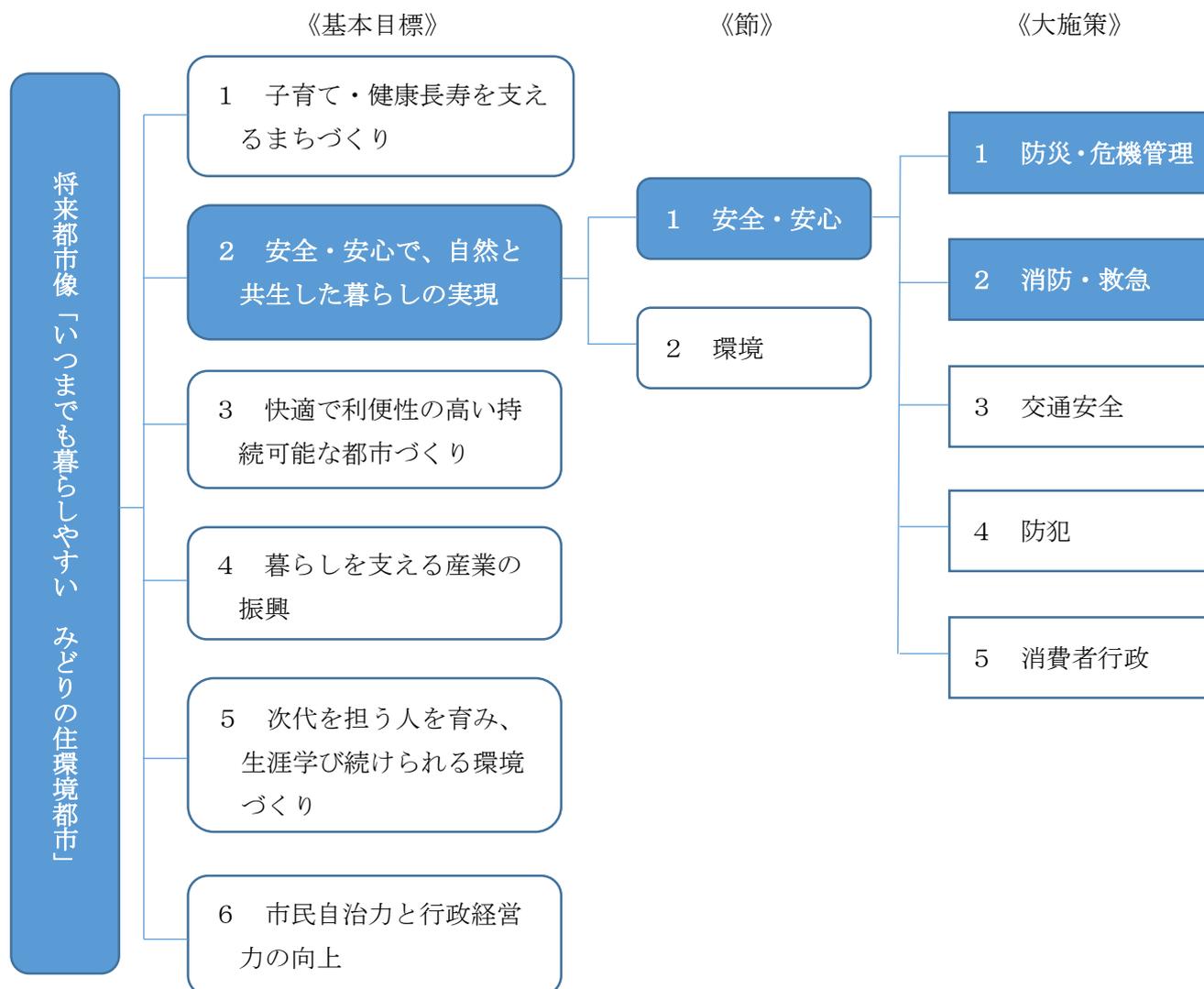


第 5 次日進市総合計画における危機管理等の位置付け

【第 5 次日進市総合計画】

○計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度



1 防災・危機管理

○現状と課題

- ・本市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているとともに、台風や集中豪雨等による被害の懸念も高まっている中、市民が安心して暮らせる地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、平成 21 年度に地域防災計画の見直し及び防災マップの更新を行う等、災害への対策を行っていますが、今後もよりわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- ・自主防災組織は、行政区や自治会単位で 30 団体が組織されていますが、組織化が進んでいない地域での設立促進や既設団体の機能拡充が課題となっています。また、住宅の耐震化等、市民の防災活動に向けた啓発を進めることが重要です。
- ・地域の災害時要援護者への対策は、申請による登録制度を採用しているため、すべての対象者については網羅されていません。また、障害のある人等が避難する福祉避難所の指定等による体制整備が望

まれます。

- ・義務教育施設の耐震化は完了しました。しかし、災害時に避難所となる公民館等の公共的施設については、建物の危険性に応じて、耐震化の支援をするとともに想定される避難者数に応じた備蓄食料や資機材を確保することが重要です。
- ・国民保護法に基づく国民保護措置や新型インフルエンザ等新たな感染症、庁内情報システムへのサイバー攻撃等に備える危機管理体制の構築が求められます。

○施策がめざす将来の姿

- ・行政の防災・危機管理体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- ・自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。

○施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1 防災・ 危機管理	(1) 防災意識の向上	①災害に対する意識の啓発 ②災害に備えた情報の発信 ③防災訓練の充実
	(2) 防災体制・機能の向上	①自主防災組織の充実 ②災害時に被害を最小限にとどめる活動 ③災害発生時における情報発信 ④庁内の災害対応能力の向上 ⑤被災時の生活再建支援
	(3) 災害に強いまちの整備	①災害に備えた公共施設整備 ②災害に備えたインフラの整備 ③災害時対応についての民間企業等との協力 ④住宅等耐震化の促進
	(4) 危機管理体制の強化	①国民保護措置への備え ②様々な危機に対する備え ③危機管理に関する情報の一元化

○成果指標

大施策	基本成果指標名 (単位)	初期値	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
1 防災・ 危機管理	自主防災組織の世帯カバー率 (%)	73.5	91.7	85	90
	災害対策に対する満足度 (%)	20.1 (平成 20 年度)	25.5	30	40

中施策	中施策の成果指標名 (単位)	初期値	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
(1) 防災意識の向上	自主防災組織での防災訓練開催率 (%)	96.6	100	100	100
	家庭で非常持ち出し袋を準備している市民の割合 (%)	47.4	50.5	60	70
(2) 防災体制・機能の向上	防災訓練開催件数 (件)	30	38	35	40
	家具転倒防止用器具設置率 (%)	47.1	50.4	55	60
(3) 災害に強いまちの整備	旧基準木造住宅の耐震改修数 (棟)	146	256	590	-
	防災協定締結数 (か所)	14	25	17	20

○施策の主な内容

(1) 防災意識の向上**① 災害に対する意識の啓発**

市民の災害に対する意識を高めるため、行政区や自治会を単位とした自主防災組織等に対し、防災講座の開催、防災訓練の実施等を積極的に支援し、災害に対する意識の啓発を行います。

② 災害に備えた情報の発信

災害が発生した時に市民が迅速かつ適確な避難行動をとることができるよう、広報紙やホームページへ避難所や事前対策、緊急時の行動マニュアル等の情報を掲載します。また、防災対策マップ、帰宅支援マップ、外国籍の人のための避難所マップ等、わかりやすい資料の配布により、市民への周知を図ります。

③ 防災訓練の充実

行政区や自治会等の子どもから高齢者までを対象とした地域単位で実施される防災訓練を支援します。また、災害図上訓練等、訓練内容についても充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
防災啓発事業	防災に関する講座の開催、また自主防災組織が実施する防災訓練を支援する。
災害図上訓練事業	市職員向けの図上防災訓練を行い、危機管理体制の確認と意識啓発を行う。

(2) 防災体制・機能の向上**① 自主防災組織の充実**

地域の防災力を高めるため、防災に関する啓発や講座の開催、防災訓練の実施等、積極的な支援を進め、行政区や自治会を単位とした自主防災組織の充実を図ります。

② 災害時に被害を最小限にとどめる活動

災害発生時に被害を最小限に抑えるため、高齢者世帯等に対する家具転倒防止事業及び地域における防災訓練を実施します。また、災害時要援護者の把握の対策として他の制度の研究や福祉避難所の設置等を進めます。さらに、各小中学校に設置されている防災倉庫についても、資機材の拡充と備蓄食料の適宜更新を進めます。

③災害発生時における情報発信

災害関連の情報に関して、台風等事前に災害が予想される場合には、早い段階での情報発信に努め、事前の予測が難しい地震については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、正確で迅速な情報発信に努めます。

④庁内の災害対応能力の向上

市民の生命や財産を守るため、市職員の意識向上を図り、一人ひとりが緊急時に迅速な対応ができるように、災害対策本部の設置訓練を始め、防災訓練で担当部署におけるそれぞれの役割を果たすことができるよう能力の向上を図ります。また、災害時に受け入れるボランティアの活動を効果的なものとするための体制づくりや、防災リーダーの育成を進めます。

⑤被災時の生活再建支援

災害によって、市内で被害が発生した場合、応急仮設住宅の建設や住宅資金の災害貸付等、生活再建に向けた支援を速やかに行います。また、災害ボランティアによる救援活動が効率的に行えるように環境の整備を行います。

【主要事業】

事業名	事業概要
自主防災組織支援事業	各自主防災組織の設立・運営支援や研修・訓練等の活動支援を行う。
家具転倒防止事業	高齢者世帯等における家具の転倒による負傷等防止を目的に、転倒する恐れのある危険な家具に転倒防止金具の取付けを行う。
災害用資機材・備蓄品整備事業	災害用備蓄品等を使用期限に注意しながら、計画的に更新する。

（3）災害に強いまちの整備

①災害に備えた公共施設整備

災害対策の拠点や避難所となる公共施設では、必要に応じて耐震診断を行い、その結果等に基づいて改修を推進します。

②災害に備えたインフラの整備

災害によって、電気・ガス・水道等のライフラインが使用できない状況の発生を防ぐため、適切な維持管理を関係機関・民間事業所に働きかけるとともに、市で管理する下水道施設を始めとしたインフラの耐震化等、整備を進めます。

③災害時対応についての民間企業等との協力

民間企業及び大学等との協力体制を強化し、災害時における物資や資機材の調達、避難所としての場所提供等の締結について拡充を図ります。

④住宅等耐震化の促進

昭和 56 年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅所有者を対象に、無料耐震診断の実施を周知し、診断実施を促進するとともに、診断に基づく補強工事の支援を行います。また、個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施します。さらに、避難所となる公民館施設の耐震化を促進するため、耐震診断とそれに伴う補強工事を支援します。

【主要事業】

事業名	事業概要
木造住宅耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施する。
木造住宅耐震改修費補助事業	耐震診断を受診した住宅で、倒壊する可能性がある又は高いという診断結果となった場合、耐震改修工事を実施するにあたり、一定の要件に基づいて補助金を交付する。
避難所耐震化工事助成事業	避難所に指定されている公民館等の耐震化工事費を助成する。

(4) 危機管理体制の強化

①国民保護措置への備え

武力攻撃やテロ行為等の緊急対処事態が発生した場合、市民の生命・財産を守るための国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備と関係機関との連携を強化します。

②様々な危機に対する備え

新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生や「庁内情報システム」に対する外部からのサイバー攻撃等に対応できるよう、対策マニュアルの作成やシミュレーション訓練の実施等、各種の取組を推進し、様々な危機に対して備えます。

③危機管理に関する情報の一元化

危機的事態が発生した場合、情報の錯綜を防ぐため、他分野にわたる危機管理に関する情報を一元化し、対応策を検討できる体制を構築します。

【主要事業】

事業名	事業概要
危機管理対策マニュアル作成事業	新たな感染症の発生等、様々な危機に対応できるよう、マニュアルを作成する。

2 消防・救急

○現状と課題

- ・本市の消防・救急体制は、常備消防機関として、本市とみよし市及び東郷町で組織する尾三消防組合があり、市内には本郷地区に日進消防署、浅田地区に日進西出張所が配置されています。さらに、非常備消防機関として、消防団（14分団）が組織されています。（平成 22 年度時点）
- ・市民が安心して暮らせるまちとなるためには、火災の予防、消防・救急体制が充実しており、市民一人ひとりが初期消火活動や応急手当等の救命講習会に参加する等、防災に対する正しい知識や技術を身につけることが必要です。
- ・火災や地震災害等の大規模化や多様化が見られる中、想像を超える事態も予測されることから、高度な消防・救助体制の整備が求められています。また、近隣市町の消防機関との相互応援体制の確立や、さらにそれを一歩進めた消防組織の広域化に向けた検討も必要です。
- ・地域の消防力の強化のため、防災訓練の実施や住宅用火災警報器の設置等、市民が自らの安全は自ら守ることができるような体制づくりと、その実現に向けた支援が必要です。

○施策がめざす将来の姿

- ・消防・救急体制が充実するとともに地域の消防力が高まり、安心して暮らせるまちになっています。
- ・救急に関する正しい知識や技術が普及し、市民の救命に対する意識が向上しています。

○施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2 消防・救急	(1) 消防・救急意識の向上	① 火災予防に対する意識啓発
		② 消防・救急に関する初動意識の啓発
	(2) 消防・救急組織の強化	① 尾三消防組合等との連携
		② 消防団等の機能強化

○成果指標

大施策	基本成果指標名 (単位)	初期値	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
2 消防・救急	市内火災出動件数 (件)	36	33	30	25
	消防体制・救急体制に対する満足度 (%)	39.4 (平成 20 年度)	46.2	50	60

中施策	中施策の成果指標名 (単位)	初期値	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
(1) 消防・救急意識の向上	初期消火訓練参加人数 (人)	2,112	4,538	2,500	2,900
	応急手当講習会参加人数 (人)	1,346	3,236	1,500	1,650
(2) 消防・救急組織の強化	消防署・消防団の合同訓練回数 (回)	5	5	10	10

○施策の主な内容

(1) 消防・救急意識の向上

① 火災予防に対する意識啓発

子どもから高齢者まで幅広い世代に広報紙やホームページ等による防火意識の啓発及び地域との連携による情報提供等を行い、住宅用火災警報器等の設置を推進します。

② 消防・救急に関する初動意識の啓発

市民が初期消火活動や応急救命行為を迅速かつ正確に行えるよう、消防署が主催する講習会の開催情報の提供等、意識啓発のための活動を積極的に行います。

【主要事業】

事業名	事業概要
春・秋季火災予防運動開催事業	火災が発生しやすい気候となる時期に、火災予防意識の一層の向上を図り、火災発生を防止する事を目的に実施する。
応急手当技術の普及啓発事業	市民に対し応急手当技術を普及促進するため、AED（自動体外式除細動器）を使用した講習会を実施する。
消防力の強化に向けた啓発事業	市民の防火意識の向上を図るとともに予防対策の充実に努める必要があることから、防災訓練における初期消火活動や住宅用火災警報器の設置を促進する。

（２）消防・救急組織の強化

①尾三消防組合等との連携

消防救急無線設備のデジタル化に対応した通信施設の整備を進めるとともに、近隣市町の消防機関との応援体制を強化します。また、引き続き尾三消防組合との連携によって、消防救急体制の維持に努めます。さらに、消防の広域化についても検討を行います。

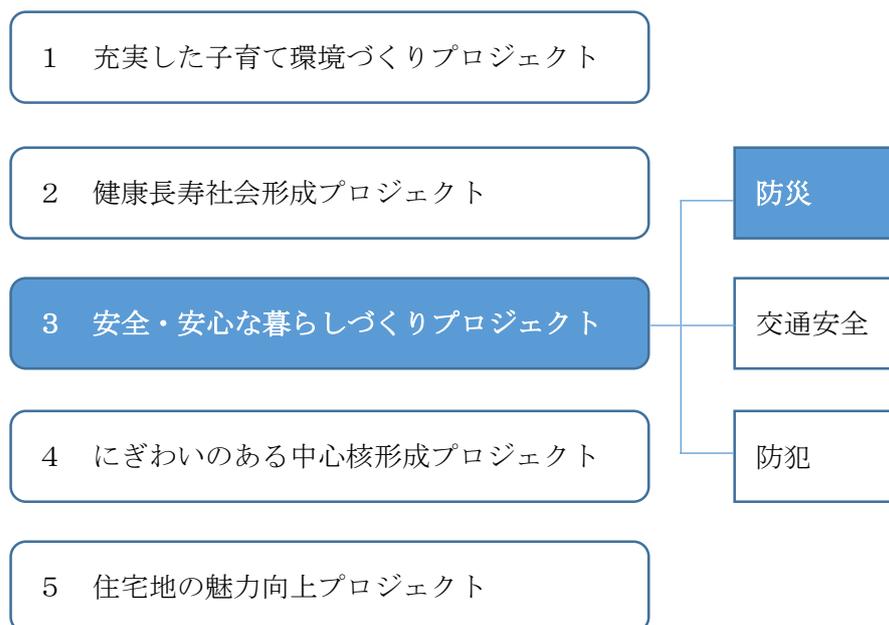
②消防団等の機能強化

地域防災の中核をなす消防団や自主防災組織の充実に努めるとともに、地域や企業に対し消防団や自主防災活動への理解を働きかけます。

【主要事業】

事業名	事業概要
地域における消防体制の強化事業	消防署・消防団が中心となった消防体制の強化を進める。消防団の活性化並びに消防団員の確保に努める。
地域における防災体制の強化事業	防災意識の啓発、自主防災組織の設立支援と育成強化を進める。高齢者・障害のある人等、災害時要援護者への支援を行う。

◎重点プロジェクト



3 安全・安心な暮らしづくりプロジェクト

東海地震等の発生に備え、市民の尊い生命と財産を守るために住宅等の耐震化等、災害発生時の被害を減少させる取組をより一層進めます。また、災害が発生した際、特に被害を受けやすい高齢者や障害のある人等の救援・救護を行う地域支援体制づくりを進める等、地域ぐるみの防災対策を進めます。

○「防災」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
公共施設等の耐震化	公共施設等の耐震化を図る。	災害に強いまちの整備
耐震改修制度の充実	個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施する。	住まいの安全・安心の確保
災害時要援護者の把握	災害発生時に援護が必要な、障害者世帯や高齢世帯等を把握する。	高齢者や障害者等の安心生活の確保
インフラの耐震化	橋梁・下水道施設等、インフラの長寿命化、耐震化を進める。	道路・橋梁の維持管理 下水道の計画的な整備と適正管理
災害時の感染症予防体制の確立	災害時の感染症予防を迅速・適確に行うため人的等の体制を確立する。	感染症に対する危機管理
自主防災組織の支援	地域の防災力を高めるため、区や自治会等の自主防災組織を支援する。	防災体制・機能の向上
災害時体制整備の支援	災害ボランティアコーディネーター等の育成、防災訓練の実施等を進める。	災害に強いまちの整備
	災害時要援護者の福祉避難所の確保、大学や企業等との災害時における協定の締結を拡充する。	
消防署との連携協力の推進	安全活動の強化を推進するため、消防署と連携協力を図る。	消防・救急組織の強化